

令和 7 年度伊勢崎市介護予防普及啓発事業
いきいきエイジング教室業務委託実施者募集要項

1 趣旨

この要項は、伊勢崎市介護予防普及啓発事業いきいきエイジング教室業務委託実施者の募集に関し必要な事項を定める。

2 事業の内容

事業の詳細については、仕様書を参照のこと。

(1) 委託名

伊勢崎市介護予防普及啓発事業いきいきエイジング教室業務委託

(2) 委託期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

(3) 募集数

1 0 者（全 6 回×1 0 教室）

(4) 委託料

全 6 回 1 9 8 , 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※実施回数が 6 回に満たなかった場合は、1 回あたりの単価 3 3 , 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）×実施回数分を委託実施者に支払う。

3 応募資格

応募者は次に掲げる条件をすべて満たす団体または個人とする。

(1) 事業の実施者が以下の通りであること。

ア 応募者が法人の場合は、本市に事業所を有している者であること。

イ 応募者が個人の場合は、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 実施者が、介護予防に効果が期待できるプログラム（教室等）の企画、提供等の実績を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当

しない者であること。

- (4) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成 24 年伊勢崎市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税について滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生又は再生の手続中でない者であること。
- (7) 伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 17 年 1 月 1 日制定）に定める指名停止期間中でない者であること。
- (8) 応募する団体及びその役員等並びに個人が、過去 5 年以内に介護サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者でないこと。

4 応募に関する手続き

(1) スケジュール（予定）

	内容	日程
①	募集要項公表	5 月 1 日（木）
②	応募書類受付	5 月 1 日（木）から 5 月 30 日（金）まで
③	審査	6 月中旬
④	選定結果の通知	6 月下旬
⑤	契約締結	7 月 31 日（予定）
⑥	事業開始時期	10 月 1 日（水）から ただし、遅くとも 11 月からの開始すること。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時まで

イ 質問方法

質問書（様式 1）により、FAX 又は電子メールにて送付すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 3 0 日（金）まで市ホームページに掲載する。

(3) 応募書類の提出

応募者は、下記により応募書類を提出すること。

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「いきいきエイジング教室応募書類在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒 3 7 2 - 8 5 0 1

伊勢崎市今泉町二丁目 4 1 0

伊勢崎市長寿社会部地域包括支援センター

エ 提出書類

(ア) 応募申請書（様式 2）

(イ) 企画提案書（様式 3）

※企画提案書については仕様書を熟読して提出すること。

オ 添付書類

(ア) 講師の資格証等の写し

(イ) 過去に教室を実施した際のパンフレットまたはチラシ

カ 提出にあたっての留意事項

(ア) 応募書類の提出部数は、6 部（正本 1 部、副本 5 部）とする。

(イ) 応募書類の作成に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) 応募書類提出後の追加、変更、差し替え、再提出は認めない。

5 受託者の選定

(1) 選定方法

ア 原則書類審査とし、提出書類の内容について下記評価基準に基づき審査する。

イ 審査員の点数の合計が6割以上であった応募者のうち、点数が高い順に選定する。合計点数が同点の場合は評価項目の「1」の点数が高い応募者を上位とする。

ウ 選定結果は応募者全員に対して令和7年6月下旬に文書で通知する。

(2) 評価基準

選定にかかる評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は次の通りとする。

評価項目		評価の視点	配点
1	企画内容	企画提案は、本事業の趣旨に沿った内容か。また、内容やタイトルについて他の教室との差別化がされており、参加意欲が沸くものになっているか。	20点
2	フレイルに対する取り組み	本事業を通し、運動機能、低栄養又は認知症等の課題への取り組みが検討されているか。	20点
3	事業の取り組みに対する効果	教室を実施することにより、参加者に対してどのような効果を期待するか。また、その効果についてどのように評価するか。	20点
4	参加者に向けた取り組み	参加後の自主活動や、参加者同士の交流について工夫がなされているか。	10点
5	感染症対策等	安全な教室運営に向けた取り組み内容であるか。	10点
6	広報計画	教室の実施に向けて、具体的かつ効果的な広報計画となっているか。また、チラシ等に参加意欲の沸くような工夫がなされている	10点

		か。	
7	講師の配置	仕様書に沿った講師が適切に配置されているか。	10点

・評価項目についての評価方法は下記の通り

A：大変優れている（配点×1.0）、B：優れている（配点×0.8）

C：普通（配点×0.6）、D：やや不十分（配点×0.4）

E：不十分（配点×0.2）、F：提案なし・評価不能（配点×0）

(3) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

6 契約方法

(1) 受託者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、随意契約により契約締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の応募者と交渉を行い、随意契約により契約締結する。

7 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、事務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 再委託

受託者は、書面により事前に発注者の承認を得た場合に限り、本業務に係る全部又は一部を第三者に再委託できるものとする。

8 その他

市が周知する際の実施者の掲載順に関しては、開催日が早い順とする。